令和6年4月1日

職員各位

医療法人社団松誠会

処遇改善加算について

介護職員等処遇改善各加算は、介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることを目的に創設されました。医療法人社団松誠会では介護職員等の処遇改善を図るため、介護職員等処遇改善各加算を活用し介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることといたします。

	事業所名	R6.4～R6.5加算分			R6.6～R7.3加算分
		処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算	新処遇改善加算
加算対象事業所及び加算区分	介護老人保健施設ホスピー滝沢（入所）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	介護老人保健施設岩鷲苑（入所・通所ﾘﾊ）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	介護老人保健施設あしろ苑（入所・通所ﾘﾊ）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	介護療養型老人保健施設圭友（入所）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	介護付有料老人ホームやすらぎ（特定施設）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	やすらぎ訪問介護事業所	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ
	介護老人保健施設たきざわ（入所・通所ﾘﾊ）	加算Ⅰ	加算Ⅰ	有	加算Ⅰ

賃金改善期間	令和6年6月～令和7年5月	
賃金改善内容及び対象職員	処遇改善加算分	(対象職員)対象事業所業務に従事する法人採用介護職員を支給対象とします (基本給)H24.6～定期昇給分,(手当)H26.6～介護福祉士職務手当増額分（2千円/月） H30.4～社会福祉士,介護支援専門員,介護福祉士資格手当増額分（各千円/月） R6年度に支給するH24.6以降の定期昇給増額分に係る賞与(年2回分81,476円平均) (一時金)R7.3末に支給する一時金（241,636円見込） ※R7.4-R7.5に入社した介護職員にはR7.5末に一時金を支給いたします。 ※一時金は支給日に在籍している者に常勤換算により支給いたします。 ※一時金額は介護報酬収入変動や介護職員の増減等で金額が変動します。 (法定福利費)上記賃金改善額の法定福利費（事業主負担分）
	特定処遇改善加算分	(対象職員)対象事業所業務に従事する法人採用職員（下記A～Cに区分し支給対象とします） A：介護職員として勤続10年以上の介護福祉士（他法人における実務経験は含みません） B：介護職員で上記A以外の職員 C：介護職員以外の職員で年収440万円以下の者（R6.8～年収440万円以上の者も対象） ※勤続年数の基準日は毎年4月1日とする。 ※Cの年収は前年の年収を基準とし当該加算の賃金改善額を含めて年収を見込ます。 ※Cで中途採用者等前年の年収が基準とならない者については月給等に当該加算分を含めての12ヶ月勤務したとしての年収を見込み判定します。 (特定手当)A：20,000円B：10,000円C：5,000円 ※特定手当は当該月に在籍している者に常勤換算により月額支給いたします。 (法定福利費)上記賃金改善額の法定福利費（事業主負担分）
	ベースアップ加算	(対象職員)対象事業所業務に従事する法人採用職員を支給対象とします (処遇支援手当)4,000円（R6.8～10,000円に増額） ※処遇支援手当は当該月に在籍している者に常勤換算により支給いたします。 (法定福利費)上記賃金改善額の法定福利費（事業主負担分）
ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件実施内容	Ⅰ	職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件,賃金体系は「就業規則内ｷｬﾘｱﾊﾟｽ」に定める
	Ⅱ	介護福祉士の資格取得率の向上を図るため受験の為のシフト調整や研修支援及び費用負担
	Ⅲ	介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士の資格を取得することに応じ手当を増額する
	Ⅳ	賃金改善後年額440万円以上となるものを事業所数以上となるようにする
	Ⅴ	サービス提供体制加算Ⅰ（老健・通所ﾘﾊ）、特定事業所加算Ⅰ（訪問介護）の算定
職場環境要件	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	職員の事情等の状況に応じた勤務ｼﾌﾄや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	